

350
83

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 永里歯科医院
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 鹿児島県薩摩川内市西向田町6番5号

(3) 設立認可年月日 平成 2年 9月 28日

(4) 設立登記年月日 平成 2年 12月 17日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	永里歯科医院	鹿児島県薩摩川内市西向田町 6番5号	

250

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年10月20日 令和 2年度決算の決定

令和 3年10月20日 令和 3年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

様式 2

350

法人名 医療法人 永里歯科医院
 所在地 薩摩川内市西向田町6番5号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 4年 8月 31日現在)

1. 資 産 額 21,111 千円
 2. 負 債 額 11,574 千円
 3. 純 資 産 額 9,537 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	12,633
B 固 定 資 産	8,478
C 資 産 合 計 (A+B)	21,111
D 負 債 合 計	11,574
E 純 資 産 (C-D)	9,537

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 永里歯科医院 ※医療法人整理番号

所在地 薩摩川内市西向田町 6 番 5 号

貸 借 対 照 表
(令和 4 年 8 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	12,633	I 流 動 負 債	2,218
II 固 定 資 産	8,478	II 固 定 負 債	9,356
1 有 形 固 定 資 産	7,228	負 債 合 計	11,574
2 無 形 固 定 資 産	160	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	1,090	科 目	金 額
		I 資 本 金	5,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	4,537
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	9,537
資 産 合 計	21,111	負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,111

法人名 医療法人 永里齒科医院
所在地 薩摩川内市西向田町6番5号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人 永里歯科医院
理事長 永里 広己 殿

私は、医療法人永里歯科医院の令和3会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年10月20日

医療法人 永里歯科医院

監事 下菌 仁史